

令和7年度 第2回嘉麻市自治推進委員会(第5期)会議録

1. 審議会等の名称 令和7年度 第2回嘉麻市自治推進委員会(5期)
2. 開催日時 令和8年2月24日(火)13:30
3. 開催場所 嘉麻市稲築本庁舎5F5A 会議室
4. 公開又は非公開の別 公開
5. 出席者
 - (1)委員
秋吉俊輔会長 大屋正義副会長 大田岱次委員 木下真智子委員
坂口清春委員 西田浩孝委員 西村光昭委員 守島慎一委員
 - (2)事務局
総合政策課 課長 小林純一・課長補佐藤崎寛允・主査 安陪博士
6. 傍聴人数 0人
7. 議事及び審議の内容
 - (1) パブリックコメント制度について
 - (2) 嘉麻市自治基本条例の見直しについて
 - (3) 嘉麻市自治推進委員会進捗状況について

会 長	それでは、レジメに沿って議事を進めてまいります。
委 員	条例第 26 条の制定と改正と廃止がわからない。
事務局	策定は 0 からつくること、改正はそれをかえるとき、廃止はなくなるとき。
委 員	基本条例の解説のところ。P.5 の中ほど、議会の公開について秘密会をすることができるかとあるが、秘密会とはなにか？
事務局	議会のなかで、個人情報を取り扱う場合など、非公開で行う方が利益のあるような場合に非公開で行うものがある。
委 員	こういったことまでわかるような解説としてほしい。
事務局	解説はこの条例策定時に使用したもので、これまで見直しが行われていなかった。ご意見を踏まえて見直したい。
委 員	行政評価の結果の部分だが、どういうことか？第三者に外部評価をしてもらっているというところか？
事務局	外部評価委員会を開き、行っていることろ。
委 員	市民は内容がわからない。どう評価しているのかわからないので、市民の方に情報を。
事務局	行財政の関係で行財政委員会にて市の決算書等を評価してもらっている。パブリックコメントや HP に載せている。

委員
事務局 外部評価で、評価項目はどうなっているのか。
当課でいえば、ふるさと納税がある。行革委員会からアドバイス等もらっているところ。それについて出せる資料を会議でも出せればと思っている。

委員
事務局 目標値が設定してあって、その辺りの推移はないのか？
直近の分については、しばらくして公表される予定。

会長 外部委員を入れて、評価を行っている。みなさんが見れるような状態になっているのか？

会長 資料等だせるものがあれば、委員さんに共有してください。

議事1. パブリックコメント制度について

会長 議事1のパブリックコメント制度について事務局説明をお願いします。

事務局 資料1-1にて、パブリックコメント制度は自治基本条例にもとづいて実施していることを説明
資料1-2にて、過去5年間の推移を説明。
資料1-3・1-4にて、実施方法を説明

会長 意見数が少ないことについて、意見やその他の手続方法の案をうかがう。
事務局から説明がありました。まずは資料1-2の5年間の推計についてお聞きしたいことはございませんか。

副会長 資料1-2について。件数を挙げられているが、数字だけでなく、どういう意見がでて、どういう意見が取り入れられたか示していただければ。

事務局 準備が整い次第共有したい。一例で、嘉麻市地域防災計画のパブリックコメント意見を紹介

委員 数字的に0のところも多い。計画が完璧だから意見が0なのか。パブリックコメントをまったく見てないから0なのか。どちらだと思いますか？

事務局 HPに載せる前に広報誌にも載せて、1月以上の期間を設けて行っているところ。しかし、住民の方まで届いてないのが現状。みなさんの手元まで届いていないのかなという印象もある。

委員 パブリックコメントの画面を開いたら、見た件数がでるといようなシステムにすればよいのでは？何人の人が見ているのかというのが判るようなシステムに変えてもらえればわかる。市の方から一方的に発信している。件数的に注視するなら発信したあとのフォローを行う。支所の窓口を設けているだけでは、足りない。窓口で一声かけてもらえればあがっているような気がするが。

事務局 クリック率は数がとれるのではないかと思うので、打合せしたい。LINEについてもページを開いた数もわかるかもしれない。窓口についても検討していきたい。

委員 件数が少ないと感じた。市民はパブリックコメントを行っているというところを知らないのでは？項目というのはどこで決めているのか？

事務局 条例のなかにあるが、これに当てはまることは、実施しないとイケないとなっている。策定前にパブリックコメントを行っている。議会前にパブリックコメントを行っていないと、議案としてあげるのは不適切。税条例など国の改正に従って行うものについては行わなくていい等ある。

委員 審議は議会で行われるのか？

事務局 審議会で行われている。

委員 議会で重要事項であげているというところですよ？皆さんの意見を聞いていこうというのがパブリックコメントなのでは？0では意見をきいても意味がないのでは。パブリックコメントについてHPで意見をもらう場所があるのだろうが、ピントがずれているように感じる。5年の間になにか出来ることがあったのでは？

事務局 自治基本条例のなかに、書いてある通りにするというのが私達のスタンス。今後工夫していきたい。

委員 パブリックコメントとはなんぞやという人が多い。市民の方は知らない。市民の方に周知できていないのがこういう結果に繋がっている。例えば、先着10名の方に嘉麻市の特産品を差し上げるとか市民の方が興味を持たせる工夫をしてみてはどうか。

委員 項目を見ていたら、専門的すぎて、意見がない。専門的に携わっているひとに聞かないと意見はでないのでは？専門的に特化した意見の聞き方や働きかけをした方がいいのでは？

事務局 基本的には、審議会に専門家が入っている。審議会で専門的な意見をききながら、一般の人からも意見を募集して、そちらの意見もひろっていくというのが制度設計だったのではないかと思う。

委員 今HPを検索していた。パブリックコメントと検索しても、意見を入力するところまでたどり着かない。そのページを開けば、意見を入力できるようにした方がいいのでは？市民全体の意見を聞きたいのであれば、市民がスムーズに使いやすく、意見を入力できるような工夫をしてほしい。本日の資料も郵送ではなく、PDFで送信してもよかったのでは。

小林課長 LOGOフォームや、Googleフォームなどを使って意見をひろえるよう検討していきたい。

会長 制度自体が形骸化しているのでは？制度内容のわかりやすさの工夫が足りない。使いやすさや利便性の向上が図れるのではないかという意見だった。

議事 2. 嘉麻市自治基本条例の見直しについて

- 会 長 議事の 2 嘉麻市自治基本条例の見直しについて本日の提出資料の説明をお願いします。
- 事務局 第 1 回目で資料要求のあった、飯塚市、桂川町の関連条例について、項目別比較表を説明。
- 会 長 近隣市町との比較につきましては、今後の審議を進めていくうえで参考になるかと思います。また、第 1 回において事務局から説明もありましたが、今後、嘉麻市自治基本条例第 37 条にあります。各条項がこの条例の理念及び現在の社会情勢に適合しているかを審議していきたいと思うところであります。
- 今後の審議の進め方について、みなさまご意見はありませんか。
- 委 員 一覧で見るととてもわかりやすい。
- 委 員 飯塚市はざっとしているように感じているが、同じような組織なのか？
- 事務局 市の規模が違えど同じ組織
- 委 員 説明された分については、別の条例を作っているのでは？
- 事務局 嘉麻市も条例に謳っているが、自治基本条例が最高規範となっているので、そこにも謳い、べつでも作成している
- 委 員 パブリックコメントの数が少ないのは、市長や議員にも報告しているのか？
- 事務局 報告している
- 委 員 議員の発信不足でもあるのでは？議員の役割としてふっていいのでは？私達の機関はそういう役割もあると思う。
- 委 員 自治推進委員会に入っていると議員に言ったところ、知らないと言われた。
- 事務局 自治推進委員会の進捗状況は 3 月議会で報告予定。
- 委 員 資料を読んでいたら、この委員の役割はすごく重い。言いにくい部分もあると思うが、議員さんにも役割を、しっかり言ってもらえれば。
- 事務局 皆さんで取り組むというのがこの条例。私達だけでは触りにくい条例
- 委 員 自治基本条例は 1 番最高な場所というのが聞こえたが、別で条例があるが、そのなかに、この自治基本条例というのは入っているのか？
- 事務局 例規の先頭に入っている
- 飯塚市の場合は、自治基本条例という形ではないということです。まちづくり推進というニュアンス。
- 委 員 条例というところなので、単純に比較できないとは思いますが、自治基本条例の内容が入っていないというのはないと思うが、どこかに入っているのではないか？

事務局 近隣の条例の前半部分は見たが見つからなかった。男女共同等の部分にある可能性もある。

委員 男女共同参画推進の方にも参加していたが、自治体にないというのはまずない。男女共同参画というのはどこかに必ずあると思う。

会長 事務局の方で精査していただき、次回以降報告していただければ。

委員 令和6年度までの分しか報告がないが、令和7年度は？

事務局 7年度はまだ集計できない。年度が終わった、5月の会議に間に合うように調査を行いたい。

追加項目 嘉麻市自治推進委員会の進捗について

事務局 議会提出予定の嘉麻市自治推進委員会進捗状況の資料説明

委員 条例として自分達が携わっている部分が少ない。実務をしている職員に対して意見を伺ってほしい。

事務局 職員に意見を聞いてほしいというご意見だったかと思うので、早速進めていきたい。

委員 自治基本条例ができて、今まで条例が変わった分の遍歴がわかるように別紙資料でいただければ。

事務局 条例の編成についてわかればというご意見についてですが、平成30年に改正をされていますが、内容の改正ではなく、嘉麻市全体の条例を改正したものの。

会長 それでは、本日の審議はこの程度にとどめ、次回に持ち越したいと思いません。

次回開催予定 令和8年5月

会長 最後に次回開催について事務局から5月開催予定となっているようなのでよろしく願いいたします。

事務局 開催日がきまりましたら、事前に開催通知を送付します。よろしく願いいたします。

会長 以上で、第2回嘉麻市自治推進委員会を終了いたします。

8. 添付資料

- 令和7年度 第2回嘉麻市自治推進委員会(第5期)レジメ
- 資料1-1 嘉麻市パブリックコメント手続実施規程
- 資料1-2 パブリックコメント意見数調一覧
- 資料1-3 ホームページ掲載
- 資料1-4 広報掲載

資料2近隣市町比較表
嘉麻市自治推進委員会進捗状況

上記に相違ないことを確認する。

令和8年3月3日 会議録確認者 秋吉 俊輔

令和7年度 第2回嘉麻市自治推進委員会(第5期)

令和8年2月24日(火)13:30

稲築本庁舎5F5A 会議室

出席委員

- 秋吉会長 大屋副会長 太田委員 木下委員
- 坂口委員 西田委員 西村委員 守島委員

事務局(総合政策課地域活性推進係)

- 小林課長 藤崎課長補佐 安陪主査

議事1. パブリックコメント制度について

資料1-1 嘉麻市パブリックコメント手続実施規程

資料1-2 パブリックコメント意見数調一覧

資料1-3 ホームページ掲載

資料1-4 広報掲載

議事2. 嘉麻市自治基本条例の見直しについて

資料2 近隣市町比較表

その他

次回開催予定

令和8年5月

○嘉麻市パブリックコメント手続実施規程

平成22年12月13日

告示第132号

改正 平成30年6月26日告示第35号

令和5年9月1日告示第59号

(趣旨)

第1条 この告示は、嘉麻市自治基本条例(平成22年嘉麻市条例第8号)第27条第2項の規定に基づき、市民に意見を求める場合のパブリックコメント手続の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成30年告示35号〕)

(定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、市の重要な政策等の策定、変更又は廃止に当たり、その素案(以下「政策案」という。)を公表して市民の意見を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる事項は、次に掲げるものの策定、変更又は廃止とする。

- (1) 憲章、宣言等
- (2) 基本的な方針又は政策を定める計画
- (3) 基本的な方針又は制度を定める条例
- (4) 市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。)又は市民の生活、事業活動等に重要な影響を及ぼす条例
- (5) 市民の生活、事業活動等に重要な影響を及ぼす施策

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続は、実施しないことができる。

- (1) 迅速又は緊急を要する場合
- (2) 内容が軽微である場合
- (3) 市長に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 意見を聴取する手続が法令等により定められている場合
- (5) アンケート調査、説明会等市民の意見を求める手続が別に行われる場合
- (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定により、条例の制定又は改廃に係る直接請求の手続が現に進行している場合

(意見を提出できる者)

第4条 パブリックコメント手続において意見を提出できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市の区域内に居住する者
- (2) 市の区域内で働く者
- (3) 市の区域内で学ぶ者
- (4) 市の区域内で事業又は活動を行う団体等
- (5) パブリックコメント手続に係る事案につき利害を有する者

(政策案の公表)

第5条 市長は、第3条第1項各号に掲げるものの策定、変更又は廃止をしようとするときは、その最終的な意思決定を行う前に、相当の期間を設けて、政策案を公表しなければならない。

2 市長は、政策案の公表を行うときは、次に掲げる事項を当該政策案と併せて公表しなければならない。

- (1) 政策案の概要
- (2) 政策等の目的その他必要な資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市長が指定する場所での閲覧
- (2) 市のホームページへの掲載

(意見の提出)

第6条 市長は、政策案の公表を行ったときは、公表の日から30日以上の間を設けて、市民から意見の提出を受けなければならない。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、その理由を公表して、期間を短縮することができる。

2 意見を提出する方法は、次のとおりとする。

- (1) 市長が指定する場所への提出
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他市長が必要と認める方法

3 意見を提出する者は、住所、氏名(団体の場合にあつては、団体名及びその代表者名)、連絡先等を明らかにして意見を提出するものとする。

(意見の考慮)

第7条 市長は、提出された意見を考慮して、政策等の決定を行うものとする。

2 市長は、政策等の決定を行ったときは、提出された意見の概要、当該意見に対する市の考え方及び政策案を修正した内容について、公表しなければならない。

3 前項の規定による公表は、第5条第3項の規定を準用する。

(運用状況の公表)

第8条 市長は、パブリックコメント手続の実施に関する運用状況について、市の広報紙及びホームページにより毎年度公表しなければならない。

(他の意見提出の機会)

第9条 市長は、より多くの意見を受けるため、この告示に定めるパブリックコメント手続のほか、アンケート調査、説明会等他の意見の提出の機会を設けるよう努めなければならない。

(個人情報の保護等)

第10条 市長は、パブリックコメント手続の実施により収集した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び嘉麻市個人情報保護法施行条例(令和5年嘉麻市条例第1号)の規定に基づき、適切に取り扱わなければならない。

2 市長は、市民から提出された意見に嘉麻市情報公開条例(平成18年嘉麻市条例第14号)第7条第2項の規定による非公開情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないものとする。

(一部改正〔令和5年告示59号〕)

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に意思決定の過程にある政策等であつて既に市民の意見を聴取する手続を経ているもの又は早急に意思決定を行う必要のあるものについては、この告示の規定は、適用しない。

附 則(平成30年6月26日告示第35号)抄

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年9月1日告示第59号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の嘉麻市パブリックコメント手続実施規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

2年度	施策名	第2次嘉麻市環境基本計画	嘉麻市災害廃棄物処理計画	第2期嘉麻市地域福祉計画	第6期嘉麻市障害福祉計画・第2期嘉麻市障害児福祉計画	嘉麻市人権教育・啓発基本方針(案)及び実施計画(案)	嘉麻市歴史民資料展示・保管施設条例の一部を改正する条例(案)	嘉麻市地域防災計画(見直し案)	嘉麻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	8件
	提出人数	0	0	1	0	7	0	2	0	10
	意見数	0	0	10	0	85	0	19	0	114
	意見取入数	0	0	2	0	31	0	18	0	51

3年度	施策名	嘉麻市過疎地域持続的発展計画(素案)	嘉麻市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例	第3次嘉麻市男女共同参画・・・配偶者からの暴力防止・・・被害者保護に関する基本計画	第4期嘉麻市障がい者計画	第4次嘉麻市交通安全計画	嘉麻市国土強靱化地域計画	第2次嘉麻市空き家対策計画	第3次嘉麻市観光振興基本計画	8件
	提出人数	1	0	3	2	0	0	0	0	6
	意見数	2	0	8	7	0	0	0	0	17
	意見取入数	0	0	2	0	0	0	0	0	2

4年度	施策名	嘉麻市地域公共交通計画(案)	嘉麻市公共施設等適正化基本方針(改訂版)	第2次嘉麻市中小企業振興基本計画	第2次嘉麻市総合計画後期基本計画(案)	4件
	提出人数	0	0	1	0	1
	意見数	0	0	3	0	3
	意見取入数	0	0	2	0	2

5年度	施策名	第2期嘉麻市スポーツ推進計画	嘉麻市デジタル推進計画(案)	嘉麻市デジタル推進計画(骨子案)	嘉麻市福祉社会福祉センター及び嘉麻市福祉老人憩いの家条例を廃止する条例(案)	嘉麻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)	第6次嘉麻市教育アクションプラン概要(案)	第2次嘉麻市自殺対策計画	第7期嘉麻市障がい福祉計画・第3期嘉麻市障がい児福祉計画	第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画(案)	嘉麻市水道事業経営戦略(改訂版)	嘉麻市森林づくり基本計画中間見直し(案)	嘉麻市昆虫産業都市構想(素案)	千手・泉河内拠点施設建設基本計画に関する住民意見募集	13件
	提出人数	0	2	3	0	2	0	0	0	0	0	0	5	5	17
	意見数	0	2	3	0	7	0	0	0	0	0	0	5	14	31
	意見取入数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2

6年度	施策名	第4次嘉麻市行政改革実施計画(目標値等の改定)	嘉麻市上山田住民ホール条例廃止について	嘉麻市社会体育施設条例の一部を改正する条例(案)	「嘉麻市人口ビジョン・嘉麻市デジタル田園都市構想総合戦略(素案)」	嘉麻市ワンヘルス推進計画及び実施計画	5件
	提出人数	0	0	1	0	0	1
	意見数	0	0	1	0	0	1
	意見取入数	0	0	0	0	0	0

5か年計	38件
提出人数	35
意見数	166
意見取入数	57

ホーム

くらし・手続き

文化・観光

しごと・産業

市政情報

現在地 ホーム > 組織でさがす > 本庁・分庁 > 財政課 > 第5次嘉麻市行政改革大綱及び実施計画に対する意見募集（パブリックコメント）の実施について

第5次嘉麻市行政改革大綱及び実施計画に対する意見募集（パブリックコメント）の実施について

重要なお知らせ

2026年2月3日更新 火の取扱いに注意しましょう！

2026年2月4日更新 物価高対応子育て応援手当

2026年1月30日更新 時間外窓口業務のご案内

2026年1月20日更新 嘉麻市物価高生活支援金

2025年12月24日更新 令和8年度 就学援助 新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

記事ID：0041548 更新日：2026年1月26日更新

第5次嘉麻市行政改革大綱及び実施計画に対するパブリックコメントを募集します。市民のみなさまのご意見をお聞かせください。

1. 第5次嘉麻市行政改革大綱及び実施計画（案）の概要

本市は、行政サービスの維持向上や行政運営の効率化等を目的として、平成18年3月に1市3町の合併により新しく誕生して以降、4次にわたり行政改革大綱及び行政改革実施計画を策定し、総合的かつ計画的な行政改革に継続して取り組んできたところです。

今後も引き続き、行政改革に取り組んでいくため、今回、令和8年度から令和12年度までの5年間を実施期間とした、第5次嘉麻市行政改革大綱及び実施計画（案）を策定しましたので、幅広く市民のみなさまのご意見を反映させるため、第5次嘉麻市行政改革大綱及び実施計画（案）を公表し、市民のみなさまからの意見を募集します。

2. 第5次嘉麻市行政改革大綱及び実施計画（案）策定の経過

令和7年11月25日
嘉麻市行政経営推進審議会での4回の審議を経て、同審議会から大綱及び実施計画（案）の内容について、市長に答申

令和7年12月17日
審議会の答申を受け、行政経営推進本部会議にて内容を修正

令和8年1月20日
行財政改革に関する調査特別委員会に報告

3. 意見を提出できる人

- (1) 市内に居住する人
- (2) 市内に勤めている人
- (3) 市内の学校に在学している人
- (4) 市内で事業または活動をしている団体等
- (5) 嘉麻市行政改革大綱及び実施計画（案）に直接的に利害関係を有する人

4. 募集期間

令和8年2月2日（月曜日）から令和8年3月4日（水曜日）まで
※ 郵送の場合は、令和8年3月4日（水曜日）消印有効とします。

5. 公表する資料

AI(人工知能)は

こんなページもおすすめします

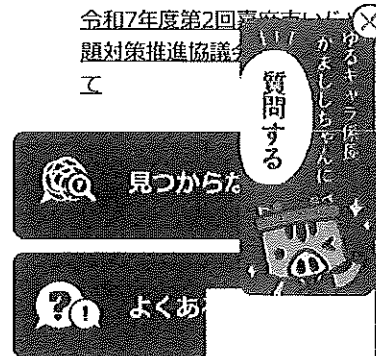
嘉麻市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）パブリックコメント募集

第1回嘉麻市農業振興地域整備促進協議会

[募集] 嘉麻市文化財保護審議会委員

第2回嘉麻市まち・ひと・しごと創生推進会議の開催について

令和7年度第2回嘉麻市課題対策推進協議会



- (1) [第5次嘉麻市行政改革大綱（案）](#) [PDFファイル/411KB]
- (2) [第5次嘉麻市行政改革実施計画（案）](#) [PDFファイル/662KB]
- (3) 意見を提出されるに当たって参考としていただく資料
 - [第5次嘉麻市行政改革大綱及び実施計画について（答申）](#) [PDFファイル/172KB]
 大綱及び実施計画（案）の内容について、嘉麻市行政経営推進審議会の意見など、審議会から市長へ答申されたものです。

6. 公表場所

資料は、次の場所にて公表します。

- 嘉麻市役所本庁舎及び各総合支所の情報コーナー 8時30分～17時（土・日・祝日を除く）
- 嘉麻市役所財政課行政改革推進係窓口（本庁舎3階）
- 嘉麻市ホームページへの掲載 <https://www.city.kama.lg.jp>

なお、公表時間は、財政課及び各庁舎情報コーナーにあつては、市役所開庁日の8時30分から17時までとします。

7. 意見の提出方法

公表場所に置いてある「意見提出書」に、住所、氏名（団体の場合は団体名及び代表者名）、電話番号及び意見を意見書に明記し、次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 嘉麻市役所本庁舎財政課行政改革推進係
- (2) 各庁舎の情報コーナーに設置してある投函箱
- (3) 郵送
- (4) ファックス
- (5) 電子メール

※ 住所、氏名の記載のないものについては、受付できませんので、ご注意ください。

8. 提出された意見の取り扱い

- (1) 市は、提出された意見を考慮して、必要に応じて第5次嘉麻市行政改革大綱及び実施計画（案）の修正等を行います。
- (2) 市は、提出された意見に対する個別の回答は行いませんが、提出された意見及びこれに対する市の考え方を公表します。
- (3) 市は、このパブリックコメントにより収集した個人情報については、嘉麻市個人情報保護法施行条例に基づき適切に取り扱います。

添付ファイル

[パブリックコメント意見書](#) [Wordファイル/35KB]



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

このページのお問い合わせ先

財政課

行政改革推進係

〒820-0292 嘉麻市岩崎1180番地1 Tel : 0948-42-7403

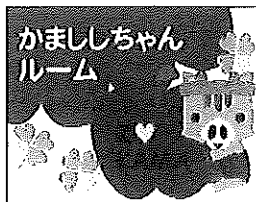
Fax : 0948-42-7095

メールでのお問い合わせはこちら

おすすめコンテンツ



図書館

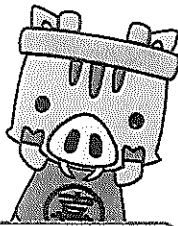


かましちゃんルーム

あなたの意見が嘉麻市をつくります。

パブリックコメント 募集中!

ご意見を
お聞かせください!



嘉麻市子ども計画(案)

市では、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、市の子どもに関する施策や取り組みを一つにした「嘉麻市子ども計画(案)」を取りまとめました。つきましては、本計画(案)について市民のみなさまからのご意見を次の方法により募集します。

募集 : 1月14日(火)~2月14日(金)
期間 : ※郵送の場合は消印有効とします。

■公表資料 嘉麻市子ども計画(案)

◎問/福祉事務所 子育て支援課
家庭・教育相談支援係

〒820-0592 嘉麻市上白井446番地1

☎62-5717 ファックス 62-5691

メール kosodatesoudan@city.kama.lg.jp

このフォームもしくは、以下の
提出方法に記載の方法で提出



嘉麻市人口ビジョン・デジタル田園都市構想総合戦略(案)

市では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「嘉麻市人口ビジョン・デジタル田園都市構想総合戦略」(2025年(令和7年度)~2029年(令和11年度))の策定を進めています。これは、「嘉麻市人口ビジョン・第2期総合戦略」(2020年(令和2年度)~2024年(令和6年度))に続き、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえて策定するもので、本市の人口減少の克服と地域の自立的かつ持続的な活性化に向けた現状と課題、目指す姿、そして5年間の基本的な取組方向と取組項目を示すものです。今回、嘉麻市人口ビジョン・デジタル田園都市構想総合戦略の案がまとまりましたので、幅広く市民のみなさまのご意見を反映させるため、案を公表し、次の方法により募集します。

■公表資料

嘉麻市人口ビジョン・
デジタル田園都市構想総合戦略(案)

◎問/総合政策課 企画調整係

〒820-0292 嘉麻市岩崎1180-1

☎42-7401 ファックス 42-7095

メール kikaku@city.kama.lg.jp

募集 : 1月14日(火)~2月14日(金)
期間 : ※郵送の場合は消印有効とします。

ご意見を提出できる方

市内在住者、市内在勤・在学者、市内で事業または活動を行う団体等、計画案につき利害関係有する者。

提出された意見の取扱

市は、提出された意見を考慮して、必要に応じて計画修正等を行います。また、提出された意見に対する個別の回答は行いませんが、これに対する市の考え方を公表します。このパブリックコメントにより収集した個人情報については、嘉麻市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

提出方法

公表場所に置いてある「意見提出書」に住所、氏名、電話番号および意見を明記し、次のいずれかの方法により提出してください。

①郵便 ②ファックス ③電子メール

④担当課へ持参または本庁舎および各総合支所の情報コーナーに設置している「意見投函箱」に投函

※住所、氏名の記載のないものについては受付できませんので、ご注意ください。

■嘉麻市役所 本庁舎および各総合支所の情報コーナー

公表 ※市役所開庁日の8:30~17:00(土・日・祝日除く)

場所 ■嘉麻市ホームページへの掲載

<https://www.city.kama.lg.jp>



パブリックコメントに係る資料はどなたでも閲覧できます

まちづくりに活かす、
ふるさと納税

嘉麻市では、平成20年度から「嘉麻市ふるさと納税寄附金を実施しています。16年目を迎えた令和5年度は全国各1507,815,000円ものあたたかいご寄附を頂き、寄附者のご意向に沿って、次の事業に活用させていただきました。

合計件数 33,696件

合計寄附金額 507,815,000円

新型コロナウイルス感染症に対する対策などを行うもの。
件数:26件/寄附金額:1,350,000円

教育研究事業
研究調査、教職員などの研修および教育相談などの学校支援を通じた教育の充実および振興を図るもの。

図書館運営事業
地域の方々が図書館を介して交流を深める場の提供を行うもの。

美術館運営管理事業
美術作品や資料を収集・展示し、市民の創造的な美術活動の促進を図るもの。

件数:5,647件/寄附金額:91,608,000円

道路橋りょう維持費
道路および橋りょうなどの維持管理・補修整備を行い、交通の安全および生活環境の向上を図るもの。

デジタル戦略事業
ケーブルテレビ利用者の負担を軽減し、利便性の向上を図るもの。

件数:1,934件/寄附金額:28,936,000円

定住促進事業
移住促進のためのツアーや空き家活用などの支援の充実を図るもの。

公共交通体系確保維持対策事業
本市を運行する公共交通に関する市民ニーズの把握や民間事業者との調整を行いながら、より高い利便性と公平性を備えた交通体系の整備を行うもの。

市バス運行管理事業
嘉麻市内を運行する地域公共交通の維持管理および利便性の向上を図り、市民の移動手段を確保することを目的とするもの。

発達支援連携事業
発達の過程で支援を必要とする乳幼児を早期に見出し、療育訓練事業などを推進するもの。

学力向上強化プロジェクト
学校への指導および支援体制をより強化し、学力の向上を図るもの。

件数:7,967件/寄附金額:117,532,000円

養育施設整備事業
養育施設整備を行うもの。

養育施設整備事業
養育施設整備を行うもの。

産地形成政策
産地形成政策の推進を図るもの。

中山間地域保全対策
中山間地域の保全対策を図るもの。

観光拠点施設管理事業
観光拠点施設の管理運営を行い、交流人口の増加、地域活性化、移住・定住促進を図るもの。

件数:6,658件/寄附金額:108,405,000円

ごみの減量化・リサイクル事業
循環型社会の形成のために、ごみの減量化およびリサイクルを推進するもの。

都市公園費
都市公園7ヶ所の修繕、草刈、剪定、遊具の点検・改修などの維持管理を行うもの。

生活安全推進事業
防犯対策の推進に係る防犯灯の設置および維持管理などを行うもの。

消防施設管理事業
消防団格納庫や車両などの維持管理を行うもの。

件数:2,197件/寄附金額:48,615,000円

保健衛生総務費
休日、夜間などにおける救急医療体制の整備運営を図るもの。

老人クラブ助成事業
高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため老人クラブ連合会へ助成を行うもの。

児童福祉施設総務費
市内7ヶ所の学童保育所の維持管理・運営を行うもの。

件数:3,066件/寄附金額:44,490,000円

◎問/総合政策課 企画調整係 ☎42-7401

令和5年度

嘉麻市ふるさと納税寄附金の使い道

市町名	嘉麻市	飯塚市	桂川町
条例名称	嘉麻市自治基本条例	飯塚市協働のまちづくり推進条例	桂川町自治基本条例
前文	○	○	○
目的	○	○	○
条例の位置づけ	○	×	○
定義	○	○	○
基本理念	○	○	○
市民自治の原則	○	×	○
情報共有の原則	○	×	△
共同の原則	○	×	×
公正、公平の原則	○	×	×
市民の権利	○	×	○
市民の責務	○	△	○
事業者等の責務	○	×	○
議会の役割及び責務	○	×	○
開かれた議会運営	○	×	△
議員の責務	○	×	○
市長の責務	○	×	○
市の役割及び責務	○	○	×
職員の責務	○	△	○
審議会等の運営	○	×	○
情報公開及び情報提供	○	×	○
説明責任及び応答責任	○	×	○
個人情報の保護	○	×	○
救済機関等	○	×	×
市民参画の推進	○	△	○
男女共同参画の推進	○	×	○
子どもの参画の推進	○	×	○
参画の方法	○	×	○
協働の推進	○	△	○
コミュニティ活動の尊重	○	×	○
コミュニティ活動の支援	○	×	○
学校と地域の連携協力	○	×	○
住民投票の実施	○	×	○
住民投票の発議及び請求	○	×	×
国及び県との連携協力	○	×	○
他の地方団体及び関係機関との関係	○	×	○
市外の人々との交流	○	×	○
条例の検討及び見直し	○	○	○
自治推進委員会の設置	○	○	○
委員会の組織等	○	△	○
まちづくり協議会	×	○	×
環境への配慮	×	×	○
多文化共生	×	×	○
総合計画	×	×	○
財政運営	×	×	○
行政評価	×	×	○
危機管理	×	×	○

嘉麻市自治推進進捗状況について (案)

令和8年3月
総合政策課

嘉麻市の自治推進制度の概要

① 自治基本条例の位置づけ

- ・本市における自治の基本を定める最高規範
- ・自治の主体は市民であることを明確にし、自治を担う市民、議会、市長等の役割や責務、情報の共有や市民参画などを定める基本原則

② 市民参画の基本原則

- ・自民自治の原則
- ・協働の原則
- ・情報共有の原則
- ・公平、公正の原則

③ 具体的な市民参画の仕組み

- ・情報公開、審議会等の公開及び会議録の公開
- ・審議会等への参画(公募委員)
- ・パブリックコメント、アンケート調査、公聴会
- ・住民投票

④ 自治基本条例の見直し等

- ・5年を超えない期間ごとに、理念及び社会情勢に適合しているか検討
- ・検討機関として自治推進委員会を設置

嘉麻市自治推進委員会

自治推進委員会の役割

- ①市長の諮問に応じ、条例の運用、見直し、その他自治の推進に関する事項の調査及び審議
- ②条例の適正な運用及び見直しに関する意見

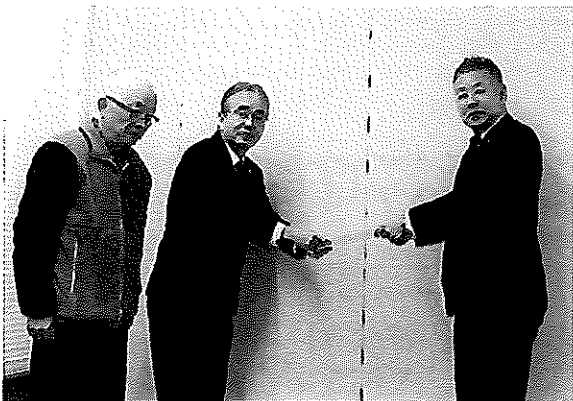
自治推進委員会の委員

地方自治に識見を有する者	3名以内
公共的団体等が推薦する者	3名以内
市民からの公募による者	6名以内

※本年度は、前回の検討から5年目にあたるため、令和8年1月23日に第1回委員会を開催し、検討を開始しています。

自治推進委員会(第5期)について

①委員



諮問の様子(令和8年1月23日)
左から大屋副会長、秋吉会長、赤間市長

②諮問

諮問書

嘉麻市自治推進委員会

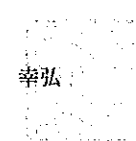
会長 秋吉 俊輔 様

嘉麻市自治基本条例第37条第1項の規定に基づき、嘉麻市自治基本条例の運用及び見直しについて諮問いたします。

令和8年1月23日

嘉麻市長

赤間 幸弘



区分	氏名	備考
1号委員	秋吉 俊輔	司法書士・行政書士(会長)
	大屋 正義	嘉麻市行政区長連合会会長(副会長)
2号委員	木下 真智子	嘉麻市PTA連合会推薦
	坂口 清春	嘉麻市社会福祉協議会推薦
	守島 慎一	嘉麻市消防団推薦
3号委員	大田 岱次	嘉麻商工会議所
	西田 浩孝	嘉麻市商工会
	西村 光昭	民間事業者

敬称略、順不同(令和8年1月23日現在)

自治推進委員会(第5期)スケジュール

内容	令和7年度				令和8年度			
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
委嘱・諮問								
協議 ※必要に応じ条文見直し検討								
答申 ※協議が整い次第								

※自治推進委員会の役割は、市長の諮問に応じ、自治基本条例の運用及び見直しについて調査審議する(条例第38条第2項)ことのほか、条例の適正な運用及び見直しに関し、市長に意見を述べることができる(条例第38条第3項)とされていることから、答申以降も、定期的を開催し、随時、現状報告及び意見聴取を行っていきます。